

## 一般財団法人茨城県交通安全協会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日
- 2 内容

目標1：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均20日以上とする。

(対策)

- 令和3年4月～協会広報誌等の発出により周知を図る
- 令和3年10月～年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年10月～計画的な取得に向けて管理者等検討会を行う
- 令和4年3月～取得状況の検証及び検討

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

(対策)

- 令和3年4月～毎週水曜日をノー残業デーに指定する
- 令和3年4月～職員への周知とノー残業デーの実施
- 令和3年10月～残業状況の検証及び検討

目標3：事業所周辺の小中学校等の児童・生徒を対象に、交通安全協会の業務内容や交通安全のための活動等が、見学・体験できる「子ども体験学習日」を検討する。

(対策)

- 令和3年9月～受け入れ方法や体制についての検討
- 令和4年1月～関係期間、学校との連携
- 令和4年9月～体験学習日の検討、実施